

「道徳科」の実施を見据えた道徳教育の推進と充実

学籍番号 159972

氏名 吉松 智昭

主指導教員 木原 俊行

1. 道徳教育の推進に関わる今日的課題

道徳教育については、平成27年3月に、学校教育法施行規則及び小・中学校の学習指導要領の一部改正が行われ、従来の「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」(道徳科)として新たに位置づけられた。この道徳科に向けての改訂の背景には、今後の社会における道徳教育の重要性とともに、道徳教育への取り組みに対する各学校・教育機関の課題が現状として山積していることがある。

筆者が勤務する大阪教育大学附属平野小学校においても道徳教育の推進に関わる課題は同様にある。平成30年度より道徳科が実施されることを見据えて、各学校が道徳教育を推進するための体制づくりや道徳教育に係る教育課程を編成していくことは極めて重要なことである。加えて、その中心的存在になるのは道徳教育推進教師であり、道徳教育推進教師による道徳教育充実へ向けてのコーディネートが肝要になる。そこで、筆者は本校の課題解決へ向けた道徳教育の推進を、道徳教育推進教師を核とした体制づくりや働きかけを中心に実践研究を進めることとした。

実践研究1年目は、道徳教育推進のための組織を編成し、道徳教育に関わる計画を立案するとともに道徳の時間の指導法を確立することをねらいとした。2年目は、確立した道徳の時間の指導法の定着と2年間の取り組みによる道徳教育の質的充実を見取することをねらいとした。加えて、実践研究から見出した成果を集約して本校における道徳教育推進モデルを作成することもめざした。

以上のことから、本研究の目的は「本校における課題解決に資するコーディネーションを道徳教育推進教師として繰り広げ、学校全体の道徳教育の質的充実を実現する」ことであり、研究の対象としては本校管理職及び教職員となる。質的充実とは、主に道徳の時間の指導法の定着になるが、それが道徳教育推進教師を中心とした組織的アプローチによるものであることに意味がある。さらに、継続して道徳教育を推進していくためにも実践の成果から道徳教育推進モデルを作成することが最終目的となる。

2. 道徳教育推進のための協力体制づくり

実践研究を進めるにあたって校内の道徳教育推進のための協力体制づくりは不可欠である。筆者は、その協力体制づくりのために「道徳教育推進に係る専門組織の編成」と「機能的な協力体制の構築のための全体計画と年間指導計画の作成」に取り組んだ。第2章では、その実践の様相とそこから見出した道徳教育推進のための協力体制づくりに関わる視点を成果としてまとめた。

道徳教育推進に係る専門組織として、道徳人権教育推進委員会を編成した。道徳教育を推進することに特化した組織であり、学校運営にかかわる組織として位置づけることができた。組織の構成は各学年団から1名属する形態であり、推進委員会で話し合われた内容が直接的に各学年団に反映される構成である。

道徳教育の全体計画を作成するにあたっては、全教職員が主体的に参画できるように学校全体で作成した。その際に、学校教育目標から道徳教育の重点目標を明確にすることで、系統的なカリキュラム開発へとつながる。年間指導計画は、重点目標と関わりのある重点内容項目を重視して作成に取り組んだ。道徳人権教育推進委員会を中心に学年団で年間を通して取り組むようにした。さらに、これらの取り組みから、重点内容項目の共有や年間指導計画作成のための戦略を会議との有機的な結びつきを意識して取り組むことの重要性についても見出すことができた。

3. 道徳教育推進教師の役割

第3章では、道徳教育の推進を道徳教育推進教師の役割に焦点をあて、2年間の実践研究を基に成果と課題を述べている。道徳教育推進教師の役割を「促進役」「調整役」「助言役」の3つに分類し、それぞれの視点から道徳教育の推進のためのコーディネーションについて検討した。

促進役というのは、プロモーターとしての役割である。学校としての取り組みを具体的に発議したり、提案したり、企画したりして、推進していく役割になる。道徳教育推進教師がプロモーターとして役割を果たす意味もあるが、道徳人権教育推進委員会の組織が学校全体の中でプロモーターとして役割を果たすことも視野に入れて、その取り組みをまとめた。

調整役というのは、コーディネーターとしての道徳教育推進教師の働きかけである。具体的には、道徳教育に関わる全教職員の担当の確認や全体計画の作成、道徳人権教育推進委員会の構成メンバーの調整、公開授業や推進委員会開催の日程調整等になる。道徳教育の推進のために調整役として取り組んだ事例についてまとめた。

助言役というのは、道徳教育推進にあたり、教員が仕事に関して悩んでいた、不安に感じていたりする姿を見かけると、その場に応じて共に考えたり、専門的な知見をもって示唆したりする役割である。そのような場面は多様であるが、助言が必要とされる場面を想定して、それに備えて先行的に調査研究しておくことも重要である。助言役については、推進チームに対しての助言、道徳教育の実践をする学年団への助言、学校全体への助言の3つの取り組みについてまとめた。

4. 道徳教育推進モデルの作成

第4章では、第2章、第3章の成果を根拠とし、継続して道徳教育を推進していくための道徳教育推進モデルを作成した。さらに、その道徳教育推進モデルの他校における活用の汎用性について考察した。

本校における道徳教育推進モデルは、道徳教育推進体制モデルと道徳教育推進年間計画モデルの2つを示している。筆者は、本校においての道徳教育推進モデルの活用を視野に入れ、副校長や同僚からの聞き取りや文献調査から、その実現の可能性と限界についても考察した。

道徳教育推進モデルの他校における活用については、他校における一般的な組織の体制を見出し、その中で本研究の成果が効果的に表れる道徳教育推進モデルを再構築すること、他校における推進体制の共通項の特徴を考慮して活用する際の留意点を共に示すことにより可能にした。

今後の課題は、この道徳教育推進モデルを他校においても汎用性のあるものかを検証していくことである。検証を重ね、汎用性のあるモデルへと修正していくことで、道徳教育推進のために寄与するものへとしたい。つまりは、道徳教育を推進していくリーダー的存在として、道徳教育推進教師のコーディネーションを繰り広げるための羅針盤となるモデルになるよう期待している。